

ほうこくしりょう
報告資料 2

かながわけん とうじしゃ めせん しょうがいふくし すいしん じょうれい
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
い しゃかい めざ
～ともに生きる社会を目指して～
みなお
の見直しについて

れいわ ねん がつ にち
令和7年11月18日
ふくしこ きょくきょうせいすいしんほんぶしつ
福祉子どもみらい局共生推進本部室

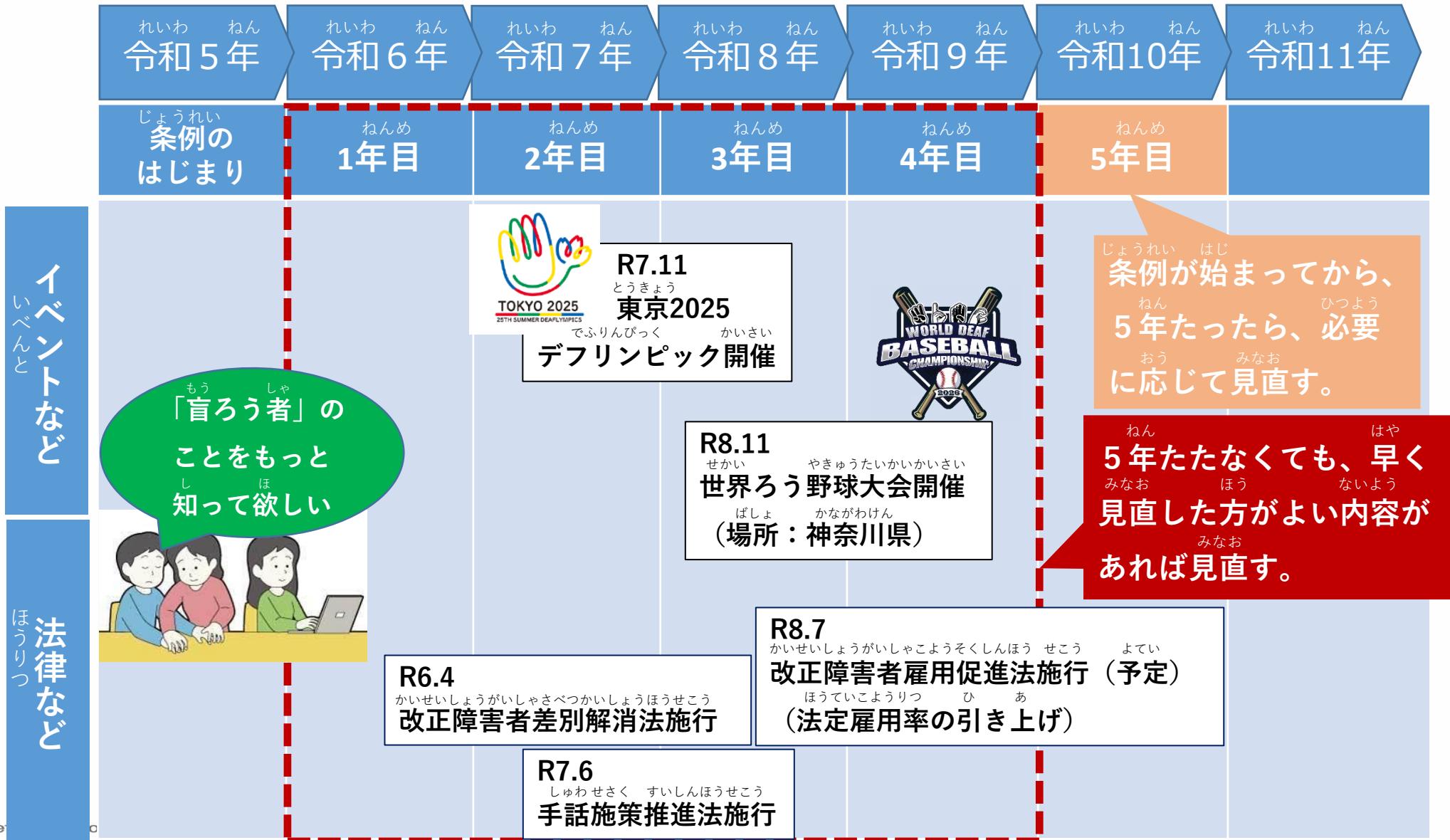
とうじしゃめせん じょうれい せっきょくとく みなお
「当事者目線条例」は積極的に見直すことになっていきます

とうじしゃめせんじょうれい ふそく た き
○当事者目線条例 附則（その他の決まり）

けん じょうれい はじ れいわ ねん がつ にち ねん
県は、この条例が始まった令和5年4月1日から5年たつ
たら、この条例で決まった取組みができているかどうかを
かくにん ひつよう おう みなお
確認し、必要に応じて見直します。

はや みなお ほう ないよう
⇒ただし、もっと早く見直した方がよい内容が
ねん みなお おこな
あれば、5年たたなくとも見直しを行います。

条例が始まった後の状況など



見直し内容について

知事答弁：盲ろう者への支援の充実について

(令和7年6月19日 神奈川県議会定例会)



「県が設置した障がい当事者のみで構成する会議の盲ろう者の委員からは、『盲ろうをもっと知ってほしい』などの意見をいただいており、普及啓発を強化する必要性を感じています。また、とりわけ盲ろう者は、外部からの情報へのアクセスやコミュニケーションに大変な困難があるため、今後想定される大規模災害時も含め、より一層の支援の充実を図っていく必要があります。」

そこで県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」に、障がい者の情報保障や意思疎通手段の確保等を盛り込み、その対象として「盲ろう者」を明記することを検討します。」

- ・**条例改正の内容やスケジュールは、まだ決まっていません。**
- ・**今後、当事者の皆さんへのヒアリングを行う予定です。**